

福井市木造住宅耐震診断等促進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、木造住宅の所有者が耐震診断及び補強プランの作成を行うに当たり、福井市が耐震診断士を派遣して支援することにより、木造住宅の耐震化の促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 福井市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組工法、伝統的構法又は枠組壁工法による自ら居住し、又は耐震診断若しくは耐震改修後に居住を開始するために所有する一戸建て木造住宅(併用住宅で、延床面積の2分の1以上が住宅の用に供されているものを含む。)で、3階建て以下のものをいう。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定めている「一般診断法」または、「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く。)に基づいて行う耐震診断をいう。
- (3) 補強プラン 耐震診断の結果に基づき、具体的な補強方法及び概算の経費について提案を行う、簡易な補強計画をいう。
- (4) 耐震診断士 福井県木造住宅耐震診断士登録制度要綱の規定により、福井県知事から登録を受けた者をいう。

(申込みに係る要件)

第3条 木造住宅の耐震診断又は補強プランの作成(以下「耐震診断等」という。)を申し込むことができる者は、その所有者とする。ただし、特段の理由により所有者が耐震診断等を行うことができない場合は、市長が適当と認める者に限り、申し込むことができるものとする。

- 2 耐震診断等を申し込むことができる木造住宅は、過去にこの要綱に基づく耐震診断等を行っていない住宅とする。
- 3 この要綱に基づく耐震診断等の申込みは、1所有者につき1回限りとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までにこの要綱に基づく耐震診断を申し込んだ者にとっては耐震診断及び補強プランの作成を、福井市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱第2条第7号に規定する耐震改修工事を行うに当たり、再度補強プランを作成する必要があると市長が認めた者にとっては補強プランの作成を申し込むことができる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、市税に滞納がある者は、耐震診断等を申し込むことができない。

(耐震診断等の申込み)

第4条 耐震診断等の申込みをしようとする者は、福井市木造住宅耐震診断等促進事業申込書

(様式第1号)に次に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)耐震診断を行う場合

ア 木造住宅の位置図

イ 木造住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類〔登記事項証明書、建築確認通知書の写し、固定資産評価証明書(家屋)等〕

ウ 納税証明書

(2)補強プランの作成のみを行う場合

ア 木造住宅の位置図

イ 過去にこの要綱等に基づき行った耐震診断の報告書等の写し

ウ 納税証明書

2 耐震診断の申込みは、原則として補強プランの作成と併せて申込みしなければならない。ただし、市長がやむを得ないとして認めた場合は、この限りでない。

3 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0以上であった場合は、補強プランの作成を行わないものとする。

(耐震診断士の派遣)

第5条 市長は、前条第1項の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、耐震診断士派遣決定通知書(様式第2号)により申込みをした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の耐震診断士派遣決定通知書の内容に変更が生じた場合、通知書の内容を変更することができる。

(耐震診断士の派遣の辞退)

第6条 前条第1項の規定による通知を受けた者(以下「対象者」という。)が、耐震診断士の派遣を辞退する場合は、速やかに福井市木造住宅耐震診断等促進事業辞退届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(耐震診断士の派遣の取消し)

第7条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、耐震診断士の派遣を取り消すことができる。

(1)虚偽の申請、その他不正行為により耐震診断士の派遣を受けたとき。

(2)その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により耐震診断士の派遣を取り消した場合において、当該取消しに係る耐震診断等を既にも実施しているときは、期限を定めて、その派遣に要した費用の賠償を命じることができる。

(耐震診断士の派遣に要する費用)

第8条 木造住宅について、耐震診断士の派遣に要する費用は、1戸当たり消費税及び地方消費税相当額を含め、次のとおりとする。

(1) 耐震診断

補助対象が170㎡以下かつ図面有り	67,000円
補助対象が170㎡超えかつ図面有り	77,000円
補助対象が170㎡以下かつ図面無し	89,000円
補助対象が170㎡超えかつ図面無し	99,000円

(2) 補強プランの作成

補助対象が170㎡以下かつ図面有り	67,000円
補助対象が170㎡超えかつ図面有り	77,000円
補助対象が170㎡以下かつ図面無し	89,000円
補助対象が170㎡超えかつ図面無し	99,000円

2 福井市は、前項の派遣に要する費用のうち、次に定める額を負担するものとする。

(1) 耐震診断

補助対象が170㎡以下かつ図面有り	62,000円
補助対象が170㎡超えかつ図面有り	72,000円
補助対象が170㎡以下かつ図面無し	84,000円
補助対象が170㎡超えかつ図面無し	94,000円

(2) 補強プランの作成

補助対象が170㎡以下かつ図面有り	62,000円
補助対象が170㎡超えかつ図面有り	72,000円
補助対象が170㎡以下かつ図面無し	84,000円
補助対象が170㎡超えかつ図面無し	94,000円

(対象者の費用負担)

第9条 対象者は、前条第1項に定める費用のうち、各5,000円を負担するものとする。

ただし、令和8年3月31日までに申し込みをした対象者が負担する費用については、福井市が負担するものとする。

(耐震診断士の守秘義務等)

第10条 耐震診断士は、当該耐震診断等に関し、職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。

2 耐震診断士は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 当該耐震診断等に関し、対象者から前条に規定する負担費用以外の金銭を受け取ること。

(2) 対象者に対し、不必要な改修等を勧めること。

(3) その他耐震診断士としてふさわしくない行為を行うこと。

(個人情報の利用目的)

第11条 市長は、本事業の実施に関して知り得た個人情報については、本事業の目的を達成

するために必要な限度において、国及び県へ提供することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。